



## 子どもに関する基本的な市の取組

子どもの権利と子どもの権利を保障する責務を踏まえ、市は次のような子どもに関する基本的な取組を行います。

### 1 子どもの権利の普及等

- 市は、子どもの権利とその保障や、子どもに関する施策を推進するための調査及び研究に努めます。
- 市は、この条例と子どもの権利について、市民の関心や理解を深めるため、広報することやその普及に努めます。

### 2 虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済

- 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者、関係機関と相互に連携、協働し、虐待、体罰、いじめなどについての防止、相談、救済のための措置を講じます。

### 3 子どもへの支援

- **子どもの居場所づくり**  
市は、保護者、地域住民等、学校等関係者と相互に連携、協働し、子どもが安心して安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。
- **遊びや体験の場づくり**  
市は、子どもが自然や地域社会とのふれあいの中で豊かに育つことができるよう遊びや体験の場を提供します。
- **社会的自立への支援**  
市は、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者と相互に連携、協働し、子どもが社会に認められ、他者と共生し、責任ある社会の一員として自立できるよう支援します。

### 4 子どもの参画活動の促進

- 市は、子どもに関わることを決めるときに、子ども会議など、子どもが主体的に参画し、意見表明し、子どもの意見が反映される仕組みをつくります。

### 5 子育て家庭への支援

- 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者と相互に連携、協働し、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たし、子どもが安心して暮らせるよう子育て家庭を支援します。

### 6 他の施策との連携

- 市は、子どもに関する施策を推進する際には、子どもの成長・発達の連続性を考慮し、20歳以上の若者の自立支援などの他の施策と十分な連携を図り、一体的に推進します。



古紙パルプ配合率70%以上・白色度70%の再生紙を使用しています。

## 「子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援するための基本的な考え方」について



### 市民の皆様のご意見を募集します。

#### 1 資料の配布場所等

区役所情報コーナー、支所、市民情報センターなど

名古屋市公式ウェブサイト

(<http://www.city.nagoya.jp/>の名古屋市政>パブリックコメントのページ)

点字版・音声変換用テキストを希望される方は、子ども青少年局子ども未来課へお問い合わせください。

#### 2 募集期間

平成19年11月29日(木)～平成19年12月28日(金)必着

#### 3 提出方法(裏面のご意見記入用紙をご利用ください。)

- ・郵送、ファックス、電子メールでお寄せいただくか、直接お持ちください。(電話など口頭でのお申し出は、受付できませんのでご了承ください。)
- ・意見の提出にあたっては、住所・氏名をご記入ください。
- ・任意の様式にご記入いただいても結構です。

#### 4 提出された意見の公表について

募集締切後、皆様からお寄せいただいたご意見の内容につきましては、本市の考え方とあわせて公表する予定です。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

#### 5 提出先・お問い合わせ先

裏面を参照ください。



#### 個人情報の取扱いについて

- 1 個人情報の取扱いには十分注意し、個人等が特定できるような内容は掲載しません。
- 2 住所、氏名、電子メールアドレスなどについては、名古屋市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに適正に管理します。